

発行：栃木市教育委員会

嘉右衛門町地区

伝建かわら版 3号

～伝統的建造物群保存地区（伝建地区）の指定に向けて～

歴史資産を活かすことで、魅力が増し、きれいで安全・安心に、住み続けることができるまちを造る

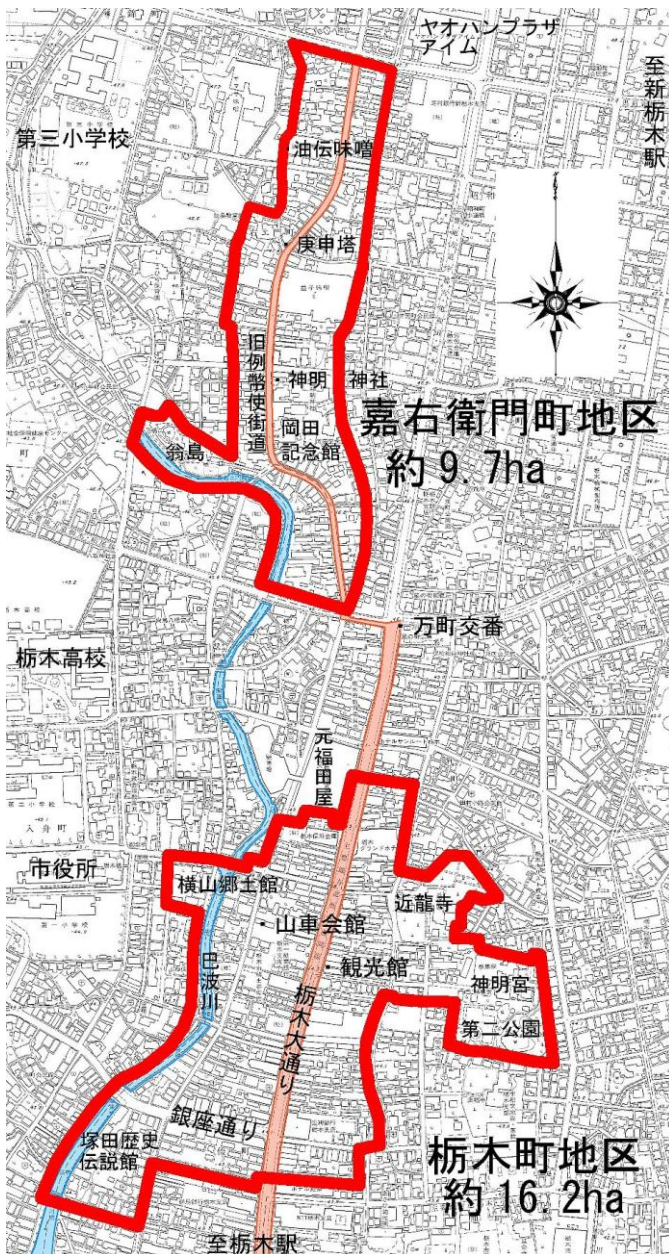
伝統的建造物群保存地区（案）が決まりました

◎今後、保存地区の都市計画決定手続きを進めます

栃木市の中心部は、現在でも「蔵造り」を中心とする多くの歴史的な建物や、古い町割りなど、江戸（東京）との結びつきによって発展してきた商業都市・栃木の特性が残されています。

「伝統的建造物群保存地区」制度を活用したまちづくりを進めるために、今回保存していく区域（案）を決めました。

今後は都市計画決定の手続きを進めるとともに、歴史的な建物をお持ちの方々から「伝統的建造物」となることの同意をお願いする予定です。



伝統的建造物群保存地区（案）

なぜ伝統的建造物群保存地区指定を進めるのでしょうか？

- ・魅力ある落ち着いた歴史的環境（町並み）の保全・形成が進みます。
- ・全国的な知名度が上がり交流人口が増加し、商業振興に寄与します。
- ・一定の基準により、建物等の新築・改築等の現状変更が許可制となることで、町並みの形成が進むとともに良好な生活環境が守られます。
- ・防災設備等が充実し、安全・安心なまちとなります。
- ・補助金の制度や税の優遇措置の導入により、まちづくりが促進されます。

歴史的な建物等を所有している皆さんへ 伝統的建造物※1(文化財)となることの同意をお願いいたします

伝建地区内では、歴史的な建物等を「修理」して「保存」するため、所有者の同意を得て、「伝統的建造物」として文化財に特定する必要があります。

「伝統的建造物」となることの同意をお願いするために栃木市教育委員会の職員が6月から訪問いたしますので、ご協力をお願いいたします。

国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、歴史的資源を活かしたまちづくりをさらに充実したものにするために、多くの伝統的建造物の同意が必要となりますので格別のご理解をお願いいたします。

※1 伝統的建造物・・・伝統的建造物群保存地区において、主として江戸末期から昭和前期（昭和20年頃）にかけて建造された建築物その他の工作物のうち、伝統的建造物群の特性を維持していると認められるもの

歴史的な建物等の被害調査について

6月から東日本大震災による歴史的な建物等の被害調査が実施されます。内容については下記のとおりですが、調査するお宅には、栃木市教育委員会の職員が前もって訪問し日程等を調整させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

調査時期 平成23年6月～9月

調査機関 建造物調査委員会（小山高専等）

内 容 歴史的な建物等について、地震による被害の有無等の調査を行います。

小山高専及び東京都市大学の教員・学生、4人1グループとして実施し、一棟あたりの調査時間は30分程度（聞き取り調査もあります。）

「歴史文化のまちづくり」講演のご案内

小山高専サテライト・キャンパス（栃木市倭町）の開設記念行事として、文化庁文化財鑑査官の記念講演や栃木市長がパネリストで参加するシンポジウムがありますので、皆さんのご参加をよろしくお願いいたします。

日 時 平成23年7月15日（金）午後1時30分から

会 場 栃木市栃木文化会館小ホール

内 容 記念講演「歴史文化のまちづくり」

文化庁文化財鑑査官 大和 智

シンポジウム等



お気軽に
ご意見・ご質問
をお寄せ
ください。

問い合わせ先

栃木市教育委員会事務局 伝建推進室

TEL：0282-21-2619 FAX：0282-21-2616